

## 一宮市が発注する工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、一宮市公共工事請負契約約款第11条第3項の規定に基づき、現場代理人の常駐義務の緩和を行い、兼任を認めることについて必要な事項を定めるものとする。

(兼任を認める工事)

第2条 次に掲げる条件を全て満たす工事については、現場代理人を兼任することができるものとする。ただし、工事発注課が安全管理上等の理由により兼任を認めることが適当でないと判断した場合は、これを認めないものとする。

- (1) 一宮市発注の工事であること。(上下水道部発注の工事を含む。)
- (2) 工事1件の請負額が4,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)未満であること。
- (3) 兼任する工事の請負額の合計が8,000万円(建築一式工事にあつては1億6,000万円)未満であること。ただし、兼任する工事の請負額の合計が4,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)以上の場合は、兼任する工事は3件以内であること。

2 前項の規定にかかわらず、単価契約又は総価契約単価合意方式による修繕工事については現場代理人を兼任することができるものとする。

(変更契約)

第3条 現場代理人を兼任する工事において、契約変更が生じたことにより、請負額の合計が前条第1項第3号に定める額を上回る場合であっても、引き続き現場代理人の兼任を認めるものとする。

(施工管理)

第4条 現場代理人を兼任する場合、施工において特に工事現場の安全管理、住民対応等に配慮するとともに、各々の監督員と常に連絡がとれる体制を確保すること。

(手続)

第5条 現場代理人の兼任を希望する者は、工事発注課に現場代理人の兼任届(別紙)を提出しなければならない。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年10月7日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改定後の基準は、施行日以後に契約を締結するものについて適用し、同日前に契約を締結するものについては、なお従前の例による。

付 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。